

市長部局

グリーン水素シティ事業対策室
（室長 三井雅裕）

防災・防犯推進室
（室長 山本高久）

政策推進部
（部長 田中幸）
（理事 田淵寿）
（次長 田中孝）

秘書グループ
企画グループ
人事グループ
広報・魅力発信グループ

総務部
（部長 竹谷好弘）
（次長 塔本弘一）

総務・情報統計グループ
法務・契約グループ
財政グループ
税務グループ
債権管理グループ

健康福祉部
（福祉事務所）
（部長 水口薫）
（理事 塚田直）
（次長 山本泰士）

福祉グループ
生活支援グループ
高齢介護グループ
健康推進グループ
（保健センター）
保険年金グループ
広域福祉グループ

都市整備部
（部長 楠弘和）
（理事 岡田博志）
（次長 古川真一）

都市計画グループ
土木グループ
公園緑地グループ
広域まちづくりグループ
市民窓口グループ
市民生活部
（部長 山田裕洋）
（次長 古頃孝司）

市民相談・人権啓発グループ
市民協働推進グループ
生活環境グループ
農工商エグループ
出納室
（室長〔公営管理者〕 松浦由美子）

総合行政委員会事務局
（局長 田中安史）

議事事務局
（局長 伊東俊明）

教育委員会事務局
（局長 長谷雄二）

教育部
（部長 山崎正弘）
（理事 酒匂雅夫）
（次長 谷義浩）
（副理事 尾島肇）
（副理事 中森祐次）

学校教育グループ
学校給食グループ
社会教育・スポーツ
振興グループ
歴史文化グループ
子育て支援グループ
保育・教育グループ
子ども政策部
（部長 松本幸代）

消防本部
（部長 中原訓史）
（理事 中野真志）
（次長 尾崎義次）

消防署
（署長 津田伊広）

上下水道部
（部長 能勢直）

【グリーン水素シティ事業対策関連】（室長 井上知久）

【危機管理 防災 防犯】（室長 溝端宏亮・室次長 補佐 須貝仁）

【秘書】（課長 堀慶祐・課長補佐 椎名弘樹）
【総合計画、広域行政、行政改革、組織】（課長 兼 田中孝・参事 高田修・課長補佐 西野公一）
【職員の人事、定数、給与、研修、福利厚生】（課長 森浩子・課長補佐 高橋宏征・課長補佐 野村真也）
【広報、市の魅力発信】（課長 森啓）

【庶務、情報政策、統計】（課長 中田行彦・参事 遠里小野隆司・課長補佐 竹岡裕之）
【条例等の制定改廃、文書管理、情報公開・個人情報保護、入札・契約】（課長 塚本浩一・参事 山元真里・課長補佐 山本貴志）
【情報公開コーナー】
【財政、財産の管理】（課長 高井悟・課長補佐 内田知樹）
【市税】（課長 小林陽・課長補佐 芝田大）
【債権管理の総括】（課長 兼 塔本弘一・参事 赤阪芳仁・課長補佐 坂井靖）

【身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者福祉、社会福祉関係団体、各種手当・給付金】（課長 兼 山本泰士・課長補佐 東佳之）
【生活保護、日本赤十字】（課長 山上英男・課長補佐 西尾直之・課長補佐 畑正孝・課長補佐 岩根克也）
【高齢者福祉、介護保険】（課長 福井芳幸・参事 坂田千絵・課長補佐 岩根彰彦）
【健康管理、健康増進、保健事業】（課長 新田一枝・参事 池守重司・課長補佐 口野尚子）
【国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、福祉医療】（課長 井上知継・課長補佐 北浦紀弘・課長補佐 福元努）
【身体障がい者手帳の交付等広域（事務）処理】（課長補佐 岩間かおり）

【都市計画、生産緑地、開発指導、建築指導】（課長 和田肇・課長補佐 嶋田義則）
【道路、橋りょう、防犯灯、交通対策】（課長 兼 古川真一・課長補佐 那谷暢彦）
【公園緑地、緑化推進】（課長 田中成佳・課長補佐 林部雅司）
【都市計画法に基づくと市街化区域の開発行為の許可等広域（事務）処理】

【戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、パスポート事務、住居表示】（課長 山之上悦子・課長補佐 喜田景子・課長補佐 上野良一）
【二ユータウン連絡所】（課長補佐 原田正道）
【広聴、市民相談、同和問題・人権啓発、平和事業、男女共同参画】（課長 村田詠一・課長補佐 上本由加利）
【市民協働、ボランティア、市民文化、国際交流、地域間交流、生涯学習】（課長 兼 古頃孝司・参事 植田隆司・課長補佐 畑正旭秀）
【ごみ収集、墓地・火葬場、飼い犬登録、し尿、浄化槽、公害防止、不法屋外広告物、専用水道・簡易専用水道、地球温暖化対策】（課長 神楽所保則・参事 森口健次・課長補佐 松本謙志）
【農業振興、商工業振興、消費者相談、観光、労働福祉、就労支援】（課長 鶴田善道・参事 西尾仁・課長補佐 垣内浩樹・課長補佐 田和寛）
【地域就労支援センター】
消費生活センター

【現金・基金の出納・保管】（室次長 上野雅則・室次長補佐 田中廣江）
【選挙管理委員会事務局】（次長 宮崎謙子・次長補佐 黒野泰代）
【監事委員会事務局】（次長 宮崎謙子・次長補佐 黒野泰代）
【固定資産評価審査委員会事務局】（次長 宮崎謙子・次長補佐 黒野泰代）
【農業委員会事務局】（次長 宮崎謙子・次長補佐 黒野泰代）

【議会】（次長 山本一幸・参事 坂上二）
【教育委員会、教育行政の総括、学校教育施設】（課長 北野真也・課長補佐 荒川郁代）
【学校教育、就学援助、教育相談】
【学校給食】（課長 寺本芳之）
【学校給食センター】（所長 兼 寺本芳之）
【社会教育、青少年施策、放課後児童会、スポーツ・レクリエーションの振興】
【文化財保護、市史編さん】（課長 兼 谷義浩・参事 吉井克信・課長補佐 平野淳）
【郷土資料館】（副館長 兼 吉井克信）

【児童福祉、児童手当、児童扶養手当、母子父子福祉、児童家庭相談】（課長 東野真信・参事 谷富 男・課長補佐 樽本敏彦）
【子育て支援センター】（参事 湯川幹子）
【仮称 第2子育て支援センター】（課長補佐 山本美由紀）
【保育所・幼稚園・認定こども園】（課長 浜口亮・参事 兼 谷富 男）
こども園
幼稚園

【消防行政の総括、消防職員の人事・服務、消防団】（課長 兼 尾崎義次・参事 中田幾治・課長補佐 中村圭志）
【防火対策、危険物の保安取締り】（課長 池西孝之・課長補佐 北野英紀）
【救急対策、応急手当の普及啓発】（課長 松本光司・課長補佐 四ヶ所正紀）
【消防対策、消防水利・施設・車両・機械器具の整備】（課長 藤原陽・課長補佐 森坊之）

【上下水道事業の総括、上下水道料金、上下水道の開閉栓・検針】（課長 田中誠志・課長補佐 加藤直樹・課長補佐 大山洋之）
【水道工事、水道施設維持管理、水質管理】（課長 山口勇・課長補佐 河原司）
【公共下水道】（課長 吉田耕太郎）

市の財政事情をお知らせします

会計別予算の執行状況

平成29年度の一般会計予算額は、191億6610万円です。前年度繰越予算3億2439万円と補正予算11億7859万円を加え、歳入歳出予算額は、206億6908万円となりました。3月31日現在の執行状況は、収入が85.5%に対して、支出が82.9%となっています(表1、2)。補正予算の主な内容は、民間保育園施設整備補助金として2億3031万円や、(仮称)第2子育て支援センター新設工事費(平成29年度支出分)として1億円などがあげられます。その結果、当初予算に対して、7.8%の増加となりました。

一般会計に国民健康保険特別会計など7つの特別会計を加えた全体でみると、収入済額が予算現額の87.2%、支出済額が84.8%となっています。

地方債・一時借入金の現在高

地方債は、建設事業などで大きな資金が必要な場合に、国や金融機関などからお金を借り入れるものです(表3)。地方債の総額は、約249億円です。なお、出納整理期間中の借り入れもありますので、

最終的にはこれより多くなります。一時借入金とは、支払期限までに資金が不足した場合に、一時的に金融機関から借り入れるものです。国民健康保険特別会計において、2億円の残高となっています(表4)。

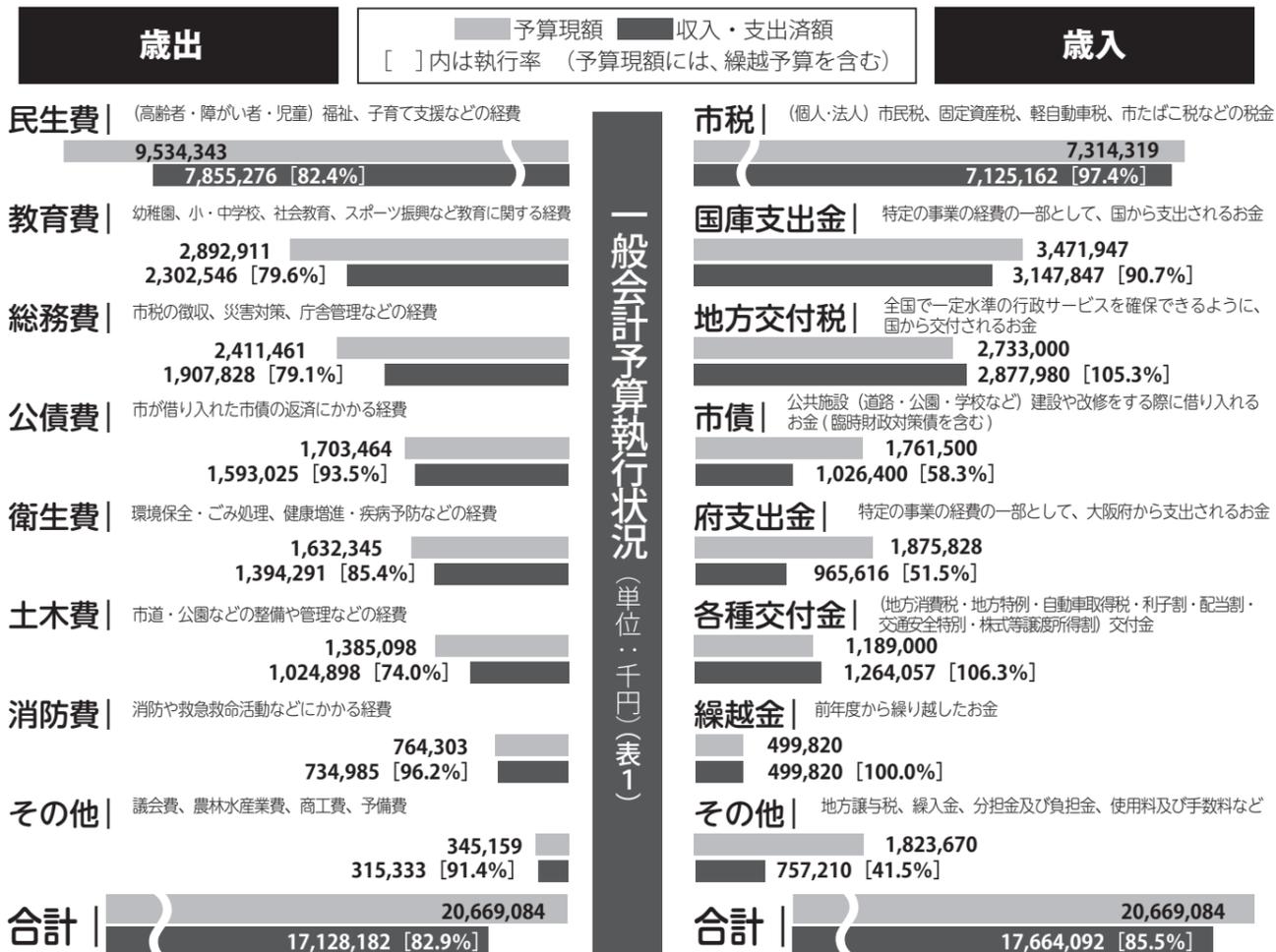
基金の状況

基金とは、家庭の貯金にあたるものです(表5)。全会計の基金をあわせると、約45億7878万円です。なお、基金についても、収支状況を考慮し出納整理期間中に調整を行うため、最終的な残高ではありません。

出納整理期間とは

会計年度末(3月31日)までに確定したお金の受け入れと支払いについて、整理を行うために設けられている期間をいい、翌年度の4月1日から5月31日までの2か月間をさします。この期間の収入や支払いを行うものはまだ執行済みにはなっていないため、最終的な執行割合は(各表)3月31日現在よりも多くなります。

財政事情とは、市の予算の執行状況や地方債(国・金融機関などからの借入金)の現在高、基金(家庭でいうと貯金)などの状況を表したものです。平成29年度下半期(平成30年3月31日現在の財政事情を公表します)。



一般会計予算執行状況 (単位：千円) (表1)

■一時借入金の現在高 (表4) (単位：千円)

名称	現在高
一般会計	0
特別会計	200,000
国民健康保険	200,000
介護保険	0
(企業会計) 水道事業	0
(企業会計) 下水道事業	0
合計	200,000

■基金の状況 (表5) (単位：千円)

名称	現在高
一般会計	3,855,420
財政調整基金	3,161,309
地域福祉基金	257,332
職員退職手当基金	240,312
文化振興基金	104,173
その他基金	92,294
特別会計	723,362
合計	4,578,782

■地方債の現在高 (表3) (単位：千円)

名称	現在高
一般会計債	15,546,839
臨時財政対策債	9,840,429
教育債	2,130,704
土木債	1,940,520
総務債	606,056
第三セクター等改革推進債	355,500
減税補てん等債	339,869
消防債	214,087
民生債	112,974
農林水産債	6,700
(企業会計債) 水道事業債	1,862,948
(企業会計債) 下水道事業債	7,517,261
合計	24,927,048

問い合わせ 財政グループ

■会計別予算執行状況 (表2) (単位：千円、%)

会計名	予算現額	収入済額	執行率	支出済額	執行率	
一般会計	20,669,084	17,664,092	85.5	17,128,182	82.9	
特別会計	国民健康保険	7,760,242	7,085,897	91.3	7,061,018	91.0
	介護保険	5,106,026	4,381,240	85.8	4,182,719	81.9
	後期高齢者医療	907,983	899,343	99.0	813,038	89.5
	池尻財産区	51,223	50,050	97.7	50,050	97.7
	半田財産区	7,772	7,348	94.5	7,348	94.5
	東野財産区	3,312	2,247	67.8	2,247	67.8
	今熊財産区	33	4	12.1	4	12.1
小計	13,836,591	12,426,129	89.8	12,116,424	87.6	
合計	34,505,675	30,090,221	87.2	29,244,606	84.8	

■企業会計予算執行状況 (単位：千円、%)

会計名	収入			支出			
	予算現額	収入済額	執行率	予算現額	支出済額	執行率	
水道事業	収益的	1,298,142	1,287,155	99.2	1,235,836	94.4	
	資本的	180,579	204,725	113.4	396,839	349,337	88.0
下水道事業	収益的	1,675,424	1,660,836	99.1	1,671,253	1,643,147	98.3
	資本的	759,080	732,107	96.4	1,142,840	1,073,230	93.9

幼稚園就園奨励費補助金の申請が始まります

問い合わせ 保育・教育グループ

私立幼稚園児の保護者の負担を軽減するため、保育料の一部を補助します。詳しい案内と申請用紙は、各幼稚園から配布します。案内が届かないときは、保育・教育グループへ問い合わせてください。

申請期間 19日(火)～7月9日(月)（土・日・曜日を除く）。ただし、7月7日(土)は午前9時～午後0時のみ受付

対象 市内に住んでいる満3～5歳児を私立幼稚園(子ども子育て支援新制度に移行している幼稚園は対象外)に就園させている世帯(保護者)

		補助額		
対象区分		第1子	第2子	第3子以降
①	生活保護世帯	308,000円	308,000円	308,000円
②	市民税非課税世帯 市民税所得割非課税世帯	272,000円	308,000円	308,000円
③	市民税所得割課税額 77,100円以下世帯	187,200円	247,000円	308,000円
④	市民税所得割課税額 211,200円以下世帯	62,200円	185,000円	308,000円
⑤	上記以外の世帯	—	154,000円	308,000円

ひとり親世帯や在宅障がい児(者)のいる①～③の世帯の補助額

対象区分	第1子	第2子	第3子以降	
①	生活保護世帯	308,000円	308,000円	308,000円
②	市民税非課税世帯 市民税所得割非課税世帯	308,000円	308,000円	308,000円
③	市民税所得割課税額 77,100円以下世帯	272,000円	308,000円	308,000円

【第1・2・3子以降の定義】

- 〈第1子〉 最年長の園児
- 〈第2子〉 小学3年生までの兄弟が1人いる園児(2人以上就園している場合の次年長の園児を含む)
- 〈第3子以降〉 小学3年生までの兄弟が2人いる園児(3人以上就園している場合の3番目以降の園児を含む)

※①～③の世帯については、負担軽減の条件(兄弟の年齢制限[小学3年生を上限])は適用されません。

例:きょうだいが、中学校2年生、小学校3年生、5歳児(就園)、3歳児(就園)の場合

①～③世帯:5歳児が第3子、3歳児が第4子 ④⑤の世帯:5歳児が第2子、3歳児が第3子

児童手当現況届のお知らせ

次の社会を担う子どもの育ちを支援するため、中学校卒業までの子どもに、「児童手当」が支給されています。受給している人は、6月に現況届の提出が必要です。対象者には案内を送付しますので、左の期間内に提出してください。届け出がない場合は、6月分から手当を受給することができませんので注意してください。

【提出期間】

1日(金)～29日(金)の(土・日・曜日を除く)。ただし、2日(土)・16日(土)は午前9時～午後0時のみ受付 ※この期間に提出した人には、10月5日(金)に、6～9月分の手当が支給されます。現況届は提出期間以降も受け付けますが、これ以降に提出した場合の支給日は未定です。

次の場合には手続きが必要です。

- 子どもが生まれたとき ○転入または転出したとき ○新たに対象となる年齢の子どもを養育することになったとき

支給は、申請月の翌月分からとなります。ただし、出生日あるいは養育するようになった日の翌日から起算して15日以内に申請を行った場合は、出生日あるいは養育するようになった日の翌月分から支給されます。

今月は児童手当の支払い月です

2～5月分の児童手当を8日(金)に支払います。住所変更や対象児童数に変更があったときは、必ず届け出てください。届け出がない場合、後日返還金が生じることがあります。

池守田中家文書特別公開 狭山池をとりまく神々と社

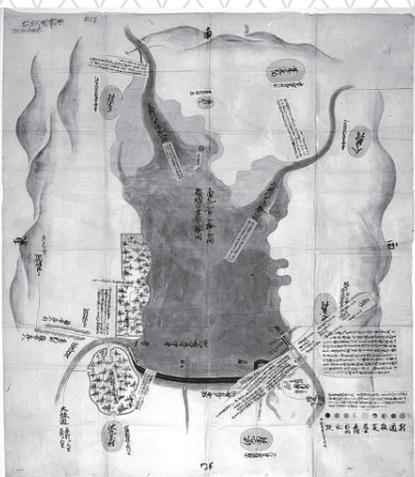
池守田中家文書から狭山神社、狭山堤神社、龍神社、狭間神社など、狭山池をとりまく神社に関するものを取り上げ、狭山池物絵図、龍王図をはじめとする神社関係文書を展示・公開します。

歴史セミナー

とき・内容 ①24日(回)「狭山池水地域域の神社について」、②7月7日(土)「狭山地域の神社の歴史」、いずれも午後2時～3時30分

講師 ①西田敬之さん/松原市民ふるさとびあプラザ学芸員 ②吉井克信さん/狭山池博物館副館長
入場料 無料
定員 126人(当日先着順)

問い合わせ 狭山池博物館



(狭山池惣絵図)



(龍神社)



(狭山神社)



大野ぶどう加工レシピ 提供店舗募集



市では、帝塚山学院大学食物栄養学科健康実践栄養課程「ぶどうちゃんレシピ開発チーム」から市に提供された「大野ぶどうレシピ」を商品化し、店舗で提供できる事業者を募集します。

募集要項などは1日(金)以降に市ホームページで公開します。詳しくは問い合わせください。

問い合わせ 農政商工グループ

不法投棄は、「わねなご」「つなご」「許やなご」

6月は「環境月間」、5月30日(みぞろの日)～6月5日(環境の日)は「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」です

不法投棄は犯罪です

不法投棄をした場合、5年以下の懲役、もしくは1000万円以下の罰金、またはこれらが併科されます(法人の場合は3億円以下の罰金が科せられます)。

不法投棄を防ぐには

私有地に不法投棄された場合、その土地の所有者や管理者が自らの責任で処理する必要があります。ごまめに草刈をし、見通しのきく状態にしたり、フェンスや柵を設置するなど、不法投棄されない環境づくりを心がけましょう。

不法投棄をしている現場を見つけた場合には、すぐに警察110番に通報してください。警察へは、場所、時間、投棄物、車両ナンバーのほか、犯人の顔や身体の特徴などを通報してください。

また、市でも不法投棄に関する相談を受け付けています。ごみホットライン ☎367-7953、電子メール (seikatsu@city.osakasayama.osaka.jp) も可

問い合わせ 生活環境グループ



放課後児童会

で働いてみませんか?

問い合わせ 社会教育・スポーツ振興グループ

放課後児童会は、保護者が就労などにより日中家庭を留守にする世帯の小学生を対象に、遊びや生活の場を提供することで、集団生活の中での自主性や規則正しい生活習慣を養うとともに、仲間との交流を通じた健全な心身の成長をめざします。

今月号では、市が直接運営する児童会の現場を一部紹介するとともに、児童に寄り添い、児童が安心して放課後児童会活動ができるよう日々奮闘している放課後児童支援員の皆さんの声をお届けします。



南第一放課後児童会の皆さん

● ● 支援員を募集しています ● ●

	放課後児童支援員	放課後児童支援員 (夏期補助員)
勤務期間	採用日～平成31年3月31日(日)の日曜日などを除く週4日程度	7月21日(土)～8月27日(月)
応募資格	保育士・教員・社会福祉士などの資格を持っている人、または2年以上放課後児童健全育成事業に従事した人で、おおむね20歳以上の人	小学1～6年生までの児童の育成に関心のある18歳以上の人(高校生を除く)
応募方法	市役所社会教育・スポーツ振興グループで配布する応募用紙(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を書いて、〒589-8501大阪狭山市役所社会教育・スポーツ振興グループへ郵送または直接 ※夏期補助員の応募用紙は、ニュータウン連絡所、子育て支援センターでも配布しています	
受付期間	随時 ※土・日曜日・祝日を除く。ただし、土曜開庁時は午前9時～午後0時のみ受付	11日(月)まで ※土・日曜日を除く。ただし、2日(土)は午前9時～午後0時のみ受付

どんな仕事?

●放課後の子どもたちの遊びや生活に寄り添い、見守ります。授業を終えた子どもたちが、「たっだいまっ!」と元気に放課後児童会に帰ることができる、和やかな環境づくりが大切です。異なる学年が混在していることや学校とのルールの違いに、戸惑う子どももいます。支援員同士が協力しながら子どもたちを見守り、保護者と共に子どもたちの健やかな成長を支える仕事です。

やりがいは?

●子どもの成長を見られます。向き合えば向き合うほどに成長した姿が見えるのが面白いです。

●自分より学年が低い子が新しく入会した時などに、子どもたちに「思いやり」や「いたわり」が芽生え、お兄さんお姉さんの顔を見せてくれるなど、異なる学年の子どもたちが集うところに大きな魅力があります。

●子どもたちの安全を確保し、放課後の時間を充実させるには、支援員同士の連携・協力が不可欠です。だんだんと良いチームワークを築けていることを実感できるのは、やりがいにもつながり、大きな喜びでもあります。

支援員になって良かったと感じることは?

●子どもたちの笑顔に触れることができます。子どもたちから温かさ、癒しを感じながら仕事をしています。

●辛いことや悩みがあっても、ここに来れば、子どもたちからもらう元気で気分が晴れ、日々の活力へとつながります。

●児童会を卒業した子がまちなかで声をかけてくれることも多く、「支援員をしていて良かったな」と感じます。

安全安心スクール開校

めざせー安全安心推進リーダー

いざというときのための知識や技術を習得して、地域の防災・防犯力を高めることを目的に、市民の皆さんを対象に救命・防災・防犯を統合した「安全安心スクール」を開校します。基礎・入門編から応用編、そしてより高度で専門的な特別編まで、様々なプログラムを1年を通して実施します。すべてのプログラムを受講した人には、安全安心推進リーダー認定証を交付します。

また、受講印がすべて押されている安全安心スクール受講証を持っている人は、安全安心推進リーダーの認定対象になりますので、防災・防犯推進室へ提出してください。過去に認定証を交付された人は除きます。

■応用編 普通救命講習会

とき 24日(日)午前9時30分～午後0時30分
ところ 消防署ニュータウン出張所・研修室
内容 応急手当の重要性・心肺蘇生法・AED使用方法など 参加費 無料 定員 50人 持ちもの 筆記用具 申し込み 電話で防災・防犯推進室

■基礎入門編 基礎講習会

とき 30日(土)午前9時30分～午後0時
ところ 市役所・第一会議室 内容 安全安心推進リーダーの認証式、講習「防災・防犯の基礎知識」
参加費 無料 定員 100人(当日先着順)
持ちもの 筆記用具 申し込み 不要

問い合わせ 防災・防犯推進室

消防協力者に感謝状を贈呈

防火・消火活動に協力していただいた、弓場美月さん(写真上・中央・植田伊津子さん(写真上・右)、森田和子さん(写真上・右)の3人に消防長から感謝状を贈呈しました。

平成30年2月、弓場さんが一般住宅内で住宅用火災警報器が鳴っているのに気づき、消防署へ119番通報しました。その後、近隣に住む植田さんとともに白煙が充満している家の中で、台所にある鍋から煙が出ているのを発見し、植田さんがコンロの火を消し、火災を未然に防ぎました。

平成29年11月、森田さんが近所の住宅の排気口から大量の煙が出ているのを発見しました。駆けつけたところ、てんぷら油から出火していました。家の中に消火器がなかったため、自宅の消火器を持参し、住人の初期消火に協力しました。



問い合わせ 消防本部

グリーン水素シティ構想(案)を取り下げます

市では、大阪狭山市グリーン水素シティ構想(案)を作成し、実証実験を進めたところ課題が多く、さらに構想(案)にかかる事業を進めるために市が出資して設立したメルシー for SAYAMA 株式会社の経理や「大阪狭山市ため池等太陽光発電モデル事業」の事務手続きに不備がありました。このままでは新たな事業を進めていくことは困難であると考え、構想(案)を取り下げることとしました。

構想(案)へのパブリックコメントや、タウンミーティング時においては、市民の皆さまから貴重なご意見やご提言などをいただき、誠にありがとうございました。今後は、「グリーン水素シティ事業推進室」を「グリーン水素シティ事業対策室」に組織名称を変更し(4月28日付け)、「大阪狭山市魅力発信及び発展に関する事業並びにグリーン水素シティ事業等に関する執行方法に係る監査」における指摘事項も踏まえ、必要な指導監督や是正に向けた取り組みを早急に進め、市政への信頼回復につとめます。

問い合わせ グリーン水素シティ事業対策室

緊急地震速報 訓練放送

地震が起きたらまず身をを守る行動をしましょう。屋外拡声子局(スピーカー)から、緊急地震速報の訓練放送を行います。

とき 7月5日(木)午前10時頃 ※事前に告知放送を実施します
放送内容 チャイム音「こちらはほうさいおおさかさやまです」ただいまから訓練放送を行います(緊急地震速報チャイム音緊急地震速報 大地震です。大地震です。これは訓練放送です。)*3回くりかえし「ほうさいおおさかさやまです」これで訓練放送を終わります「チャイム音

問い合わせ 防災・防犯推進室



障がい者(児)給付金を支給します

問い合わせ 福祉グループ

身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳を持ち、支給要件に該当する人に障がい者(児)給付金を支給します。支給日は7月下旬を予定しています。申請は毎年必要です。

●給付対象

次の支給要件すべてに該当する人

- 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳(支給基準日である7月15日現在有効なもの)のいずれかを持つ人
- 基準日まで引き続き3か月以上平成30年4月16日以前から住民基本台帳に記載されている人
- 手帳を持つ人の世帯全員の市民税が非課税または全額免除されている人

●申請方法
支給要件となる手帳、印鑑、振込口座番号が確認できるものを持って福祉グループに直接。または、市ホームページからダウンロードできる申請書に必要事項を記入し、手帳のコピーを添付して、〒589-8501市役所福祉グループへ郵送。※障がい者本人または同居の親族を申請者としてください

●申請期間
1日(金)～20日(土・日曜日を除く)。ただし、2日(土)16日(土)は午前9時～午後0時のみ受付。※期間内に申請がない場合は、給付金を支給できません

支給に際しては、課税状況を確認するため、給付金の申請前に世帯全員の前年所得に関する申告が行われている必要があります。申告していない場合は、申請前に必ず申告してください。また、平成30年1月2日以降に大阪狭山市に転入した人(世帯)は、転入前に住んでいた市町村が発行する平成30年度市民税課税証明書が必要です

●支給額(年額)

身体障がい者手帳	
1・2級	15,000円
3・4級	8,000円
5・6級	5,000円
療育手帳	
A	15,000円
B1	8,000円
B2	5,000円
精神障がい者保健福祉手帳	
1級	15,000円
2級	8,000円
3級	5,000円

※複数の手帳を持ち、支給要件に重複して該当する場合は、金額の高い給付金のみを支給します

住宅用再生可能エネルギー等設備

(太陽光発電・エネファーム・蓄電池)の設置費の一部を補助します

設置モニター募集
7月20日(月)から受付

市では、住宅用再生可能エネルギー等設備を設置し、家庭での省エネや節電に取り組み、システムの発電量や電力の使用状況などを報告できる人に、システム設置費の一部を補助します。詳しくは、市ホームページに掲載するほか、7月号広報誌でお知らせします。

補助金額 5万円(上限)または対象システム設置費の2分の1の額のいずれか少ない方の額(1000円未満切り捨て)
※補助金の交付は、1世帯につき、1対象システムあたり1回限りです。ただし、世帯を別にする場合であっても、既に補助金の交付を行ったシステムは対象になりません

問い合わせ 生活環境グループ

6月は

「就職差別撤廃月間」です

『しない させない 就職差別』

「働くのは私! 私自身を見てくださーい」

就職の面接で、出身地や家族の職業、思想・信条などについて質問することは、本人に責任のないことや、本来自由であるべきことで応募者を判断することになり、就職差別につながるおそれがあります。

大阪府では、6月を「就職差別撤廃月間」と定め、啓発事業に取り組んでいます。就職の機会均等を保障することの大切さについて、皆さんのご理解をお願いします。

【就職差別110番】

採用面接時などの差別について、相談、関係機関の紹介などを行います。

○電子メール rosei04@sox.pref.osaka.jp(相談受付は6月中随時)

○臨時電話 06-6210-9518

13日(水)～15日(金)午前10時～午後6時

問い合わせ 大阪府商工労働部雇用推進室 労政課 労政・労働福祉グループ ☎06-6210-9518

梅、桃(ハナモモを含む)の樹木調査(ウメ輪紋病)を行います

市内でウメ輪紋ウイルスによる病気の発生が確認されました。国および大阪府では、ウイルスの感染拡大の有無を確認するため、6月から8月の間に次の地域で梅、桃などの樹木調査を実施します。

対象地域 大野台の一部、大野東の一部、菜萸木の一部、金剛の一部、西山台の一部、半田、東池尻の一部、東菜萸木の一部、東野中、東野東の一部

調査方法 農林水産省職員、府職員または府が委託した調査員が対象地域を見回り、感染の疑いがある場合は訪問して樹木を確認します。また、分析のため、葉を数枚採取する場合があります。なお、不審に思ったときは身分証の提示を求めてください。

ウメ輪紋病とは

感染すると特徴的な病斑が葉に生じ、海外では桃やスモモの果実にも斑紋が現れ、成熟前に落果するなど、大きな被害が報告されています。感染した樹木の葉を吸汁したアブラムシ類によって感染が広がりますが、人や動物には感染しません。また、感染した樹の果実を食べても健康に影響はありません。

葉に特徴的な輪紋が生じている梅を所有している人は、連絡してください。

問い合わせ 農林水産省神戸植物防疫所大阪支所 ☎06-6571-0804
大阪府環境農林水産部農政室推進課病害虫防除グループ ☎072-957-0520

6月1日は人権擁護委員の日

「みんなで築こう 人権の世紀～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～」

人権擁護委員は、私たちの人権にかかわる身近な相談相手です。市では、毎月第3木曜日の午後1時～4時(祝日を除く)に、市役所で人権擁護委員による人権相談を行っています。また、6月1日は、「人権擁護委員法」が施行されたことを記念する「人権擁護委員の日」です。1日(金)の午後1時～4時に、人権擁護委員の日の特設人権相談も行います。相談は無料です。 ※市民相談・人権啓発グループへ予約が必要です

- 大阪狭山市の人権擁護委員は次の皆さんです。
- 石井重光(大野台三丁目) ○新井宏子(狭山二丁目) ○谷村三千代(池尻中一丁目) ○中西隆(西山台五丁目)
 - 山中雅典(今熊一丁目) ○北田徹(大野台六丁目) ○宮崎加代子(半田三丁目) ○中井新子(菜萸木三丁目)
 - 川添毅(狭山二丁目) ※敬称略

問い合わせ 市民相談・人権啓発グループ

市では、1日から、LINE@による情報発信をはじめます

コミュニケーションアプリ「LINE」で、市の行政情報やイベント情報を受け取れるほか、パソコンなどからもアカウントページを閲覧することができます。皆さんの友だち登録をお待ちしています。

LINE@

×

ID:
@grp5164u



LINE@とは
会社や団体などが、LINE を利用するユーザーとコミュニケーションができるLINE株式会社のサービスです。 ※なお、大阪狭山市 LINE@アカウントでは、メッセージへの返信はできません。

問い合わせ 広報・魅力発信グループ

■市内の特定健康診査実施医療機関

医療機関名	住所	電話番号
青葉丘病院	東池尻一丁目	365-3821
六川整形外科医院	西山台三丁目	366-6952
今井医院	池尻自由丘一丁目	366-1061
今井クリニック	金剛二丁目	365-0647
上島医院	西山台一丁目	365-6579
うえむらクリニック形成外科	半田一丁目	368-3111
遠藤医院	金剛一丁目	367-8401
大阪さやま病院	岩室三丁目	365-0181
おがわクリニック	西山台三丁目	366-7211
おざさクリニック	池尻中三丁目	366-0088
櫻本病院	東茱萸木四丁目	366-1818
辛川医院	金剛二丁目	365-0066
きりの診療所	茱萸木四丁目	349-7522
金剛原田医療クリニック	半田二丁目	366-2200
狭山みんなの診療所	西山台三丁目	367-3339
砂川医院	池尻北一丁目	367-1238
たかはしクリニック	茱萸木四丁目	360-2020
つきやま胃腸内科	半田一丁目	368-9007
辻本病院	池之原二丁目	366-5131
てらにしレディースクリニック	池尻自由丘一丁目	367-0666
とうだクリニック	西山台一丁目	367-1819
長尾クリニック	西山台三丁目	366-9192
永田医院	池尻北二丁目	365-0033
西村医院	茱萸木三丁目	366-1066
にしむらクリニック	狭山二丁目	367-8703
西山クリニック	池尻自由丘三丁目	349-3120
半田あつたかクリニック	半田三丁目	349-6842
兵田病院	山本東	366-2345
平林小児科	西山台六丁目	366-9272
松尾医院	金剛一丁目	366-4726
森田クリニック	池尻自由丘一丁目	365-0555
わかきクリニック	茱萸木五丁目	367-7766

特定保健指導 ～あなたの健康づくりを応援します！～

特定保健指導は、特定健康診査の結果、メタボリックシンドロームまたは予備軍に該当した人を対象に、生活習慣の改善を支援するものです。保健師や管理栄養士などが、無理のない食事や運動の方法を一緒に考え、実践のお手伝いをします。 ※対象者には、特定健康診査を受診した翌月頃に案内を送付します



大阪狭山市高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画を策定しました

平成30年度から平成32年度の3年間にわたる高齢者福祉行政の進め方について定めた「大阪狭山市高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画」を策定しました。

なお、今月号の広報誌には、広く市民の皆さんに計画について知っていただくため、計画の【概要版】を折り込みしています。

今後、3年間はこの基本計画に基づき施策を展開していきます。

■閲覧場所

市役所高齢介護グループ、情報公開コーナー、ニュータウン連絡所、保健センター、さやま荘、市立公民館、図書館、地域包括支援センターの各窓口を設置するほか、市ホームページからも閲覧できます。

問い合わせ 高齢介護グループ

長谷雄二教育長が再任

長谷雄二教育長が、5月の開会議会で議会の同意を得て、再任されました。任期は、平成30年5月18日から平成33年5月17日までの3年間です。

問い合わせ 教育総務グループ

特定健康診査を開始します

問い合わせ 保険年金グループ

「安心」は国民年金に加入することから

国民年金は国が運営する年金制度です。日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人が加入し、保険料を納めることによって、将来、基礎年金として受給できます。しかも、老後だけではなく、病気やけがで重い障がいが残ったときには障害年金、亡くなられたときは、遺族に対して遺族年金などの保障もあります(ただし受給要件があります)。

国民年金の被保険者は次の3種類です。
■第1号被保険者 自営業者、学生、フリーター、無職の人など20歳以上60歳未満の人で、保険料は自分で納付します。
■第2号被保険者 厚生年金などに加入している会社員や公務員などで、保険料は各制度からまとめて納付されるので、個別に納付する必要はありません。

まだ国民年金に加入していない人は、速やかに手続きをしてください。保険料を納付しなければ、自分の年金が受給できなくなるばかりでなく、親の世代の年金受給額が減額されたり、子ども世代が

に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者で、保険料は配偶者の加入している制度で負担されるため、個別に納付する必要はなく、配偶者の給料からも差し引かれます。

保険料を過度に負担することにもなりません。

安心して老後を過ごし、将来を担う子どもたちに負担をかけないためにも、必ず国民年金に加入し、保険料を納付しましょう。

【保険料の免除制度】

第1号被保険者は申請することにより、経済的な理由などで保険料の納付が困難と認められたときは、保険料の全額または一部が免除されたり、猶予(年齢制限あり)されます。同様に、学生の場合にも保険料が猶予される特例制度が設けられています。また、障害年金や生活保護を受けている人などは、届け出を行うことにより、保険料が全額免除されます。

【こんな人は任意加入できます】

年金を受給するための資格期間を満たしていないときや、保険料の未納期間があるとき、次の人は国民年金に任意加入することができます。

- 日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の人
- 海外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人
- 年金受給権を満たしていない65歳以上70歳未満の人

問い合わせ 保険年金グループ

第五次大阪狭山市総合計画「まちづくり市民会議」 市民委員を募集します

市では、平成33年(2021年)度からのまちづくりの指針として「第五次大阪狭山市総合計画」の策定を進めています。この計画には、地域別(中学校区別)計画を新たに盛り込むことを予定していることから、地域の皆さんからの意見を幅広くいただき、計画に反映させるため、中学校区ごとに「まちづくり市民会議」を設置します。

市民会議では、市全体のまちづくりのほか、ワークショップや、フィールドワーク(まち歩き)なども取り入れながら、中学校区ごとの地域特性や課題を洗い出し、それらを踏まえた地域ごとのまちづくりの方向性や取り組みについても提案をいただくこととしています。また、市民会議での議論や提案は、今年度並行して検討を行う予定の狭山ニュータウン地区の活性化指針に反映させるなど、連携した取り組みを進める予定です。

以上のことを踏まえ、市民委員として参画できる人を募集します。

- 募集人数** 各中学校区4人程度(書類による選考があります。市民会議は、地域の関係団体などの委員などを含め、全体で30人程度で組織する予定です)
- 応募資格** 次に掲げる要件のすべてに該当する人 (1)市内に在住、通勤、通学または市内で活動している(ボランティア活動・市民活動をするなど)18歳以上の人(ただし、20歳未満の人の場合は、保護者の承諾が得られていること) (2)市のまちづくりに関心があり、まちづくりに対して意欲と熱意のある人 (3)平成31年3月末までに10回程度開催する会議(ワークショップやフィールドワークを含む)に参加できる人 (4)大阪狭山市職員および市議会議員でない人
- 任期** 7月(予定)から平成31年3月31日(日)まで
- 報酬** なし
- 応募方法** 15日(金)までに、市役所企画グループ、市民活動支援センター、ニュータウン連絡所で配布している応募用紙に必要事項と応募理由を記入し、「私が住む(勤める・学ぶ・活動する)地域の今後のまちづくり」をテーマとする小論文(800字以内)を添付し、〒589-8501大阪狭山市役所企画グループへ郵送または直接。ファクシミリ(FAX367-1254)または電子メール(kikaku@city.osakasayama.osaka.jp)も可。15日(金)消印有効 ※提出された書類は返却できません。応募用紙は、市ホームページからもダウンロードすることができます
- 結果通知** 書類選考のうえ、応募者全員に書面にてお知らせします

問い合わせ 企画グループ

梅雨時の大雨に備えて

この季節には、毎年、日本列島に梅雨前線が停滞し、長雨と集中豪雨による浸水被害や土砂災害が起きています。防災マップや市ホームページなどで、避難所や危険箇所を確認しておくとともに、大雨のときに発表される気象警報や注意報に注意してください。

大雨に備え、次の点に注意して、家のまわりを点検し、掃除や修理などをおこなしましょう。

- 雨どいに木の葉がたまったり、つなぎ目がはずれたりしていないか
- 側溝に落ち葉やごみ、土砂がたい積していないか
- 屋根瓦またはトタンのずれや破損はないか
- 雨戸の傷み、立て付け不良はないか
- 停電に備えて懐中電灯や携帯ラジオなどは用意しているか

雷に注意しましょう

「ゴロゴロ」と聞こえたら、注意しましょう。「まだ大丈夫」と思っていると落雷の被害にあつた危険性があります。稲光が見えたら、安全な場所に避難しましょう。

安全な場所

家などの木造建築物、学校、デパート、コンビニなどの鉄筋・鉄骨の建物、自動車(オープンカーは不可)、バス、列車の内部

高い木の近くは危険です。木のすべての幹、枝、葉から最低でも2m以上は離れ、姿勢を低くして、持ちものは体より高く突き出さないようにしましょう。

問い合わせ 防災・防犯推進室

水難事故を防止しよう

夏休みに、海や川へ行こうと計画している人もいるはずですが、しかし、残念なことに、毎年海や川では悲しい事故が起きています。水難事故を未然に防ぐために、次のことに気をつけましょう。

●水難事故を防止するための注意点

- ①子どもから目を離さない。水辺では、子どもだけで遊ばせない
- ②体調が悪いときや、お酒を飲んだときは泳がない
- ③気象状況に注意し、天候が悪化したときは泳がない
- ④泳ぐときは、準備体操をすることにも、定期的に休憩をとる
- ⑤危険と思われる場所や遊泳禁止区域では泳がない
- ⑥1人では泳がない
- ⑦油断や不注意から事故が起こるので、特に自分の力を過信しない
- ⑧釣りをしたりボートに乗るときは、必ずライフジャケットなどを着用する

●溺れている人を発見した場合

すぐに消防署に119番通報するとともに、周囲の人と協力して救助するようにしましょう。

泳いで助けに行くのは最後の手段です。泳がないで助けるのが最も良い方法です。単独では自分まで溺れてしまつた危険があるので、背が立つところ以外の場所では不用意にとびこまず、周囲の人と協力し、ロープや竿、ペットボトルなどを使い、十分安全を確保して、救助するようにしましょう。

問い合わせ 消防本部

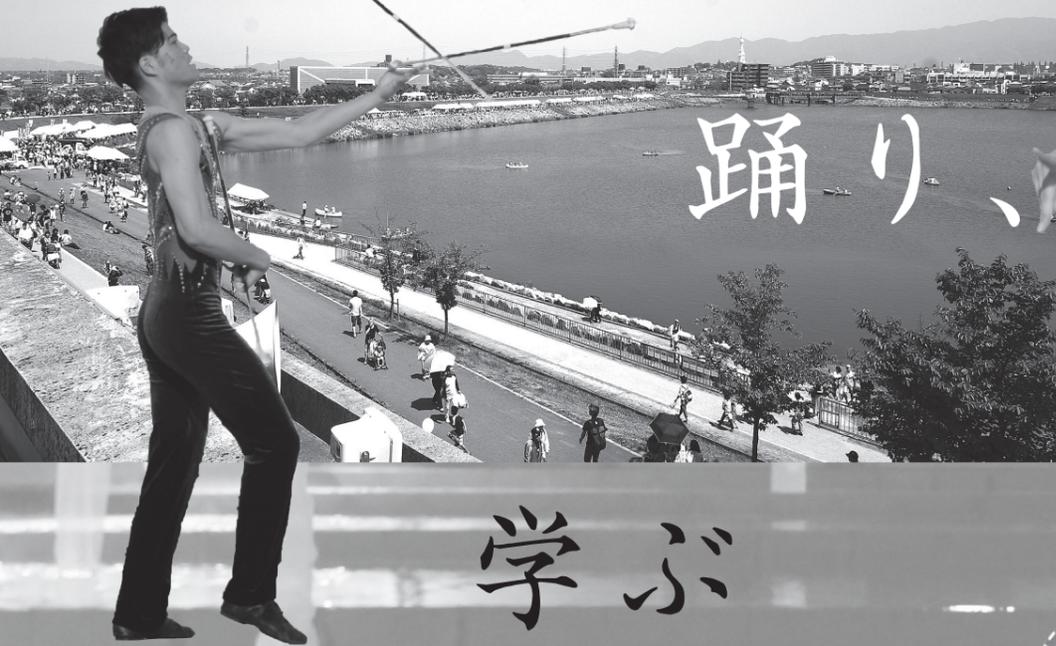


歌い、



舞い、

踊り、



学ぶ



狭山池まつり

PHOTO IS



4月28日(土)、29日(日)、狭山池で狭山池まつりが開催されました。2日間で約5万人が訪れ、多くのボランティアが運営に参加し、ワークショップや手漕ぎボート、模擬店にパフォーマーが、狭山池に集まる人々を楽しませました。

龍神舞台では、歌やダンスなど様々なパフォーマンスが行われ、狭山首頭を踊るなど、晴天の中、盛り上がりを見せていました。博物館屋上ガーデンでは、土木のスペシャリストと子どもたちがアーチ橋を手作りし、土木のおもしろさを体験しました。

日が暮れると、狭山池博物館では、水庭×灯りのプロジェクトとしてアート作品が展示され、東堤干潟や南堤、西堤では灯りのモニユメントが。約3kmの狭山池の堤を灯火輪がつなぎ、幻想的な雰囲気になりました。